共有私道における排水設備設置に関する実態調査結果(第2回)の概要(速報版)

1. 共有私道における排水設備設置に関する事態調査(第2回)



国土交通省

の概要

○ 共有私道における排水設備設置等に関する実態を把握するため、以下のとおり調査を実施した。

【実 施 時 期】令和3年11月19日~12月10日

【対 象】1,449団体(下水道管理者) 回収状況 1,442団体(99.5%)

【主な調査項目】

1.「共有私道ガイドライン」等の認識状況

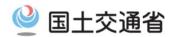
2.共有私道への排水設備設置届出等について

- ①設置届出の際に求める同意書における対象者の範囲(全員/所在不明者を除き全員等)
- (21)の根拠(条例/規則/運用等)
- ③所在不明の共有者がいる場合の対応
- ④同意確認書類で求める押印や証明書の状況
- ⑤手続きの見直し状況や、見直しに慎重とする理由
 - (【慎重とする理由の選択肢例】住民同士のトラブル回避の観点/他インフラとの並びの観点/ 現状制度で困っていない 等) 等

3.共有私道への排水設備設置に係る自治体独自の支援制度について

- (i)自治体が排水設備の設置主体たる土地所有者に対する補助制度を設ける事例
- (ii)自治体が排水設備の設置主体たる土地所有者に代わり、共有私道に排水設備を設置する事例
- (iii)排水設備に代わり自治体が公共下水道を布設する事例
- について、2.①~⑤の質問に加え、以下を質問予定
 - ①制度の有無、活用実績
 - ②制度が適用される私道の要件 等

2-1. 実態調査結果(総論)



1. 通知の認識状況/ガイドラインの認識状況

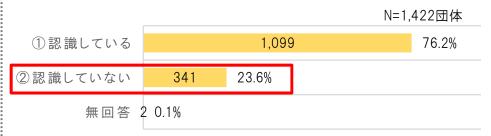
●R3.4.19付国交省事務連絡(私道共有者の同意・確認手続きの見直し検討依頼)を認識しているか【設問1-1】

 N=1,422団体

 ①認識している
 1,178
 81.7%

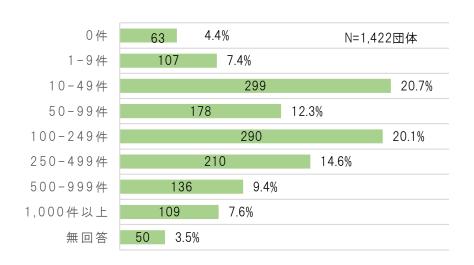
 ②認識していない
 264
 18.3%

<u>● 「共有私道ガイドライン」を認識しているか</u> 【設問 1 - 2 】

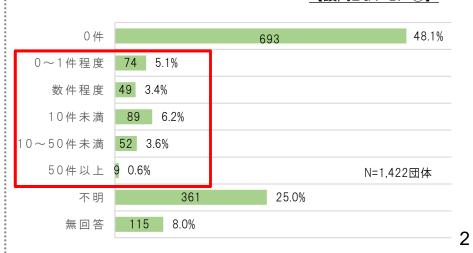


2. 年間の排水設備設置の届出件数/うち、共有私道に関係する届出件数

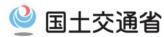
● 年間の排水設備設置届出件数の状況(R2年度) 【設問2a. 1. ①】



● 届出設備のうち、共有私道に関係する設備設置届出件数 【設問2a.1.②】



2-2. 実態調査結果(同意を求める私道共有者の範囲 1/5) 🎱 国土交通省

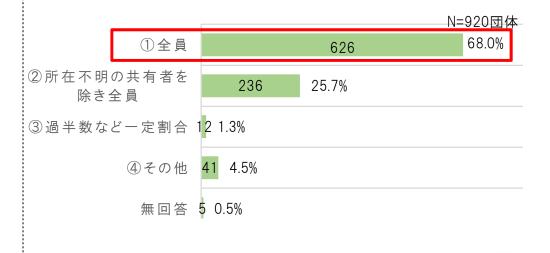


1. 排水設備設置届(1/3)

(1)制度の現状

N=1,422団体 ①求めている 63.8% 920 ②求めていない 472 32.7% 無回答 50 3.5%

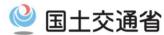
●私道共有者の同意書添付の要否【設問2b.1】 ● 同意書添付を求める私道共有者の範囲 【設問2b.2】



同意書添付の根拠規定(複数選択可) 【設問2b.3】



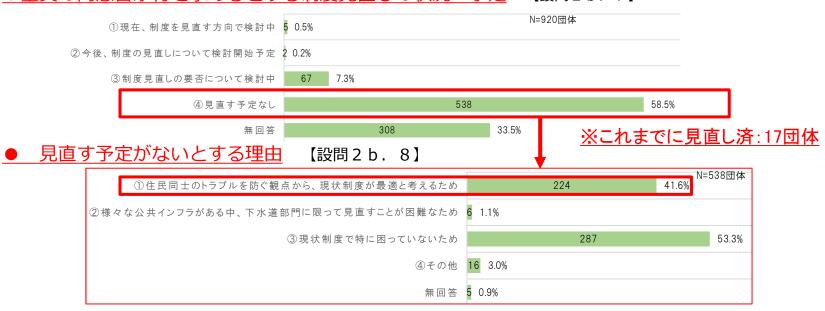
2-2. 実態調査結果(同意を求める私道共有者の範囲 2/5) 🔮 国土交通省



1. 排水設備設置届(2/3)

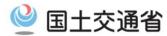
(2)制度見直しの状況・予定

●全員の同意書添付を求めるとする制度見直しの状況・予定 【設問2b.7】



- 排水設備設置届出等に関する私道共有者同士のトラブル防止策の例【設問2b. 11】
- ▶ 共有私道に排水設備が設置される場合は、不動産関係会社による分譲住宅地開発がほとんどなので、都市計画法32条同意・協議の 段階で予め想定されるトラブルを回避するような助言等を行っている。
- ▶ 排水設備等計画確認申請書に「この排水設備工事について、利害関係者との間に、土地又は排水設備等を使用する際等の紛争又は 事故を生じた場合は、一切私の責任において処理します。」と記載している。
- ▶ 民事不介入であるが、許可者として市も無関係ではないので、市の対応については弁護士相談などで適法性などの意見をうかがう場 合がある。
- ▶ 公共ますを宅地に設置することにより、共有私道には公共下水道を布設することで、住民同士のトラブルが生じないようにしている。
- み共有私道へは、市が本管敷設しており、工事施工時に関係地権者から布設条件付きの承諾書を提出してもらっている。
- ▶ 個人管の設置は許可していない。住宅分譲に伴う共有管の設置については、原因者の負担による地役権の設定を許可条件としている。

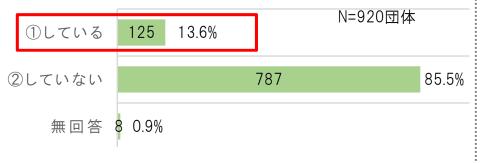
2-2. 実態調査結果(同意を求める私道共有者の範囲 3/5) 🎱 国土交通省



1. 排水設備設置届(3/3)

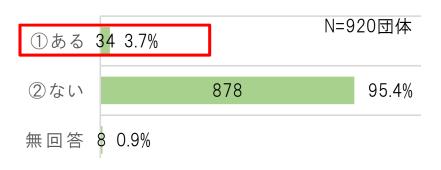
(3) 所在不明の共有者がいる場合の対応等

■ 私道共有者の同意書取得困難により届出が遅れた事例 について承知しているか 【設問2b.4】



- 所在不明の共有者がいる場合の対応の例【設問2b.6】
- ▶ 排水設備申請者の責任において、所在不明の共有者がいる旨を明 示し、所在不明者には承諾得ることなく設備を設置する文書の提出 を求めている。
- ▶ 不在者財産管理人制度等の活用を勧めている。
- ▶ 固定資産台帳や戸籍等、関係部署に照会をかけ、所在を明確にし ている。
- ▶ 返戻された通知文書等、同意を得ることを試みた事実が確認できる ものの提示を求め、所在が判明している者の同意を以て許可とする。
- ▶ 共有割合の過半数の同意を得られていれば、所在不明者分は省 略している。
- ▶ 所有者不明私道への対応ガイドラインに基づいて同意書の添付無 しで申請の承認をしている。

● 土地所有者等からの手続きに関する要望 【設問2b.5】



(要望の例)

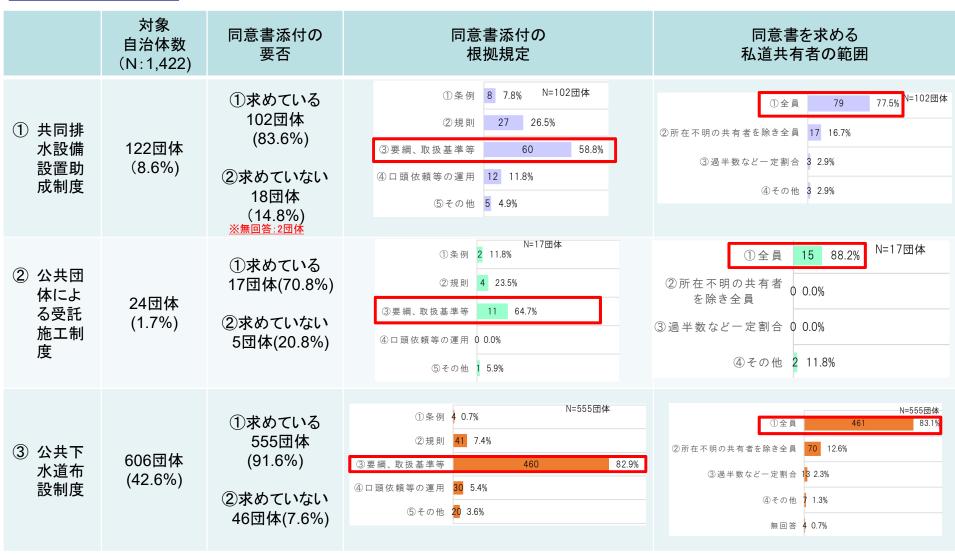
- ▶ 同意書(承諾書)の廃止について、商工会議所から要望書が提出された。
- ▶ 遠方の居住や所在不明の私道管理者の同意について、簡略化してほし L1
- ▶ 土地所有者全員でなく、代表者や、半数以上の同意で(申請を)可能に して欲しい。
- ▶ 所在不明の共有者がいる場合は、自治体権限で排水設備の設置を認 めて欲しい。
- ▶ 役所から所有者に連絡を取り次いでほしい。
- ▶ 共有者の一部が同意しないので、市から説明に行って欲しい。

2-2. 実態調査結果(同意を求める私道共有者の範囲 4/5) 🔮 国土交通省

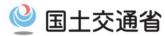


自治体独自の支援制度

(1)制度の現状



2-2. 実態調査結果(同意を求める私道共有者の範囲 5/5) 🔮 国土交通省



2. 自治体独自の支援制度

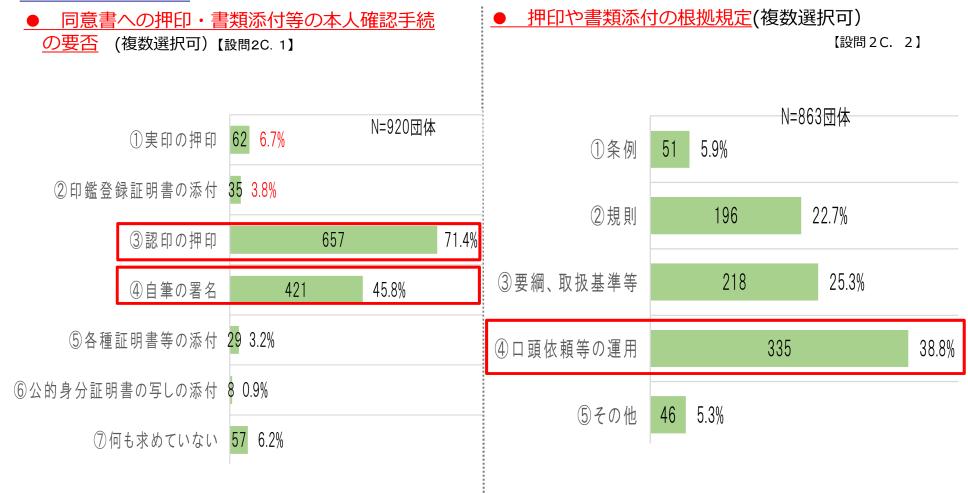
(2)制度見直しの状況・予定



2-③. 実態調査結果(本人確認のための押印、書類添付等 1/4 国土交通省

1. 排水設備設置届(1/2)

<u>(1)制度の現状</u>

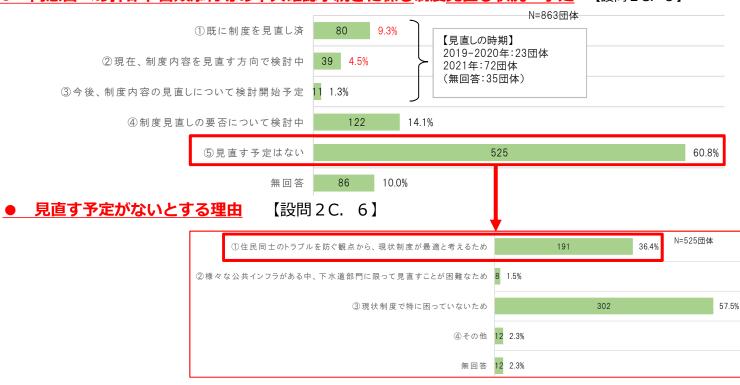


2-③. 実態調査結果(本人確認のための押印、書類添付等 2/49 国土交通省

1. 排水設備設置届(1/2)

(2)制度見直しの状況・予定

● 同意書への押印や書類添付等の本人確認手続きに係る制度見直し状況・予定 【設問2C. 5】



- 制度見直しの内容(自由記載) 【設問2C.5】
- ▶ 押印廃止の動きから、同意書について署名でも可とした。
- > 実印または認印の押印を必要としていたが、自筆の署名だけで可とした。
- ▶ 署名と押印2つの条件が必須であったが、記名押印又は自署のどちらか一方で可とした。
- ▶ 認印の廃止。
- ▶ 法人の場合は押印、個人であれば自筆署名があれば押印不要とした。

2-③. 実態調査結果(本人確認のための押印、書類添付等 3/4 国土交通省

2. 自治体独自の支援制度(1/2)

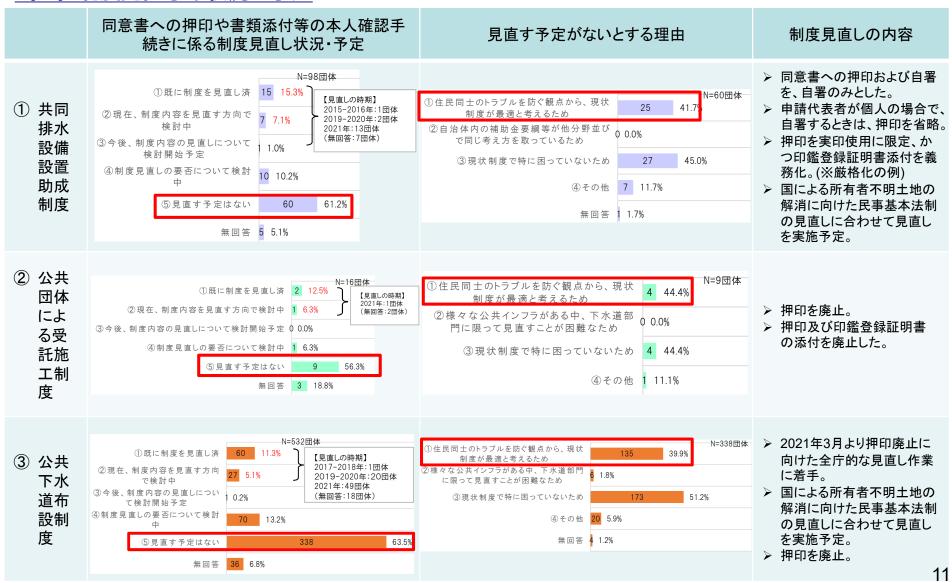
(1)制度の現状



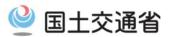
2-③. 実態調査結果(本人確認のための押印、書類添付等 4/4 国土交通省

2.自治体独自の支援制度(1/2)

(2)制度見直しの状況・予定



3. 実態調査結果(自治体独自の支援制度1/6【総論】)

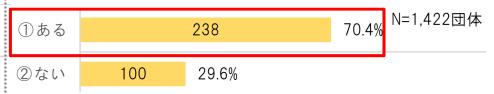


〇 共有私道における排水設備設置に係る自治体独自の支援制度の運用状況は、以下のとおり。

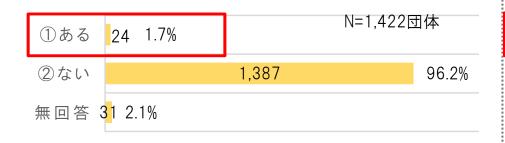
1. 共同排水設備設置助成制度

①ある 122 36.1% N=1,422団体 ②ない 200 59.2% 無回答 16 4.7%

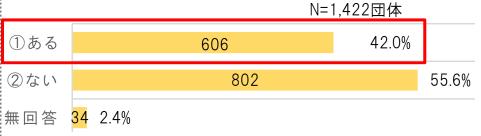
(参考)個別排水設備設置助成制度



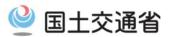
2. 公共団体による受託施工制度



3. 公共下水道布設制度



3. 実態調査結果(自治体独自の支援制度 2/6)



1. 共同排水設備設置助成制度【122団体】(1/2)

● 制度の根拠規定(複数選択可)【設問3c-1. ア】



●助成率 【設問3c-1. キ】



●助成の要件等(複数選択可)【設問3c-1. イ】

		N=122団体
①道路法に規定する道路に該当しな いが形態上道路と認められる土地	43	35.2%
②土地登記簿上の地目が公衆用道路 である土地	7 5.7%	
③建築基準法第42条及び第43条に 規定する道路等	19 15.6%	
④両端が公道に接続しているもの	22 18.0%	
⑤一端が公道に接続している	45	36.9%
⑥何人もが自由に通行できる公衆の用 に供されているもの	30 24.6	6%
⑦私道部分が公図上で分筆されてい るもの	15 12.3%	
⑧私道敷の土地所有者が将来とも道路形態を変更しない旨を誓約してい…	9 7.4%	
⑨公道への移管見込が将来ともないもの	3 2.5%	
⑩私道と宅地の境界が境界石等により 区分されているもの	9 7.4%	
①技術上、排水設備の設置が可能で あるもの	48	39.3%
⑫その他	46	37.7%
		13

3. 実態調査結果(自治体独自の支援制度 3/6)



1. 共同排水設備設置助成制度【122団体】(2/2)

● 活用実績 (R2年度) 【設問3c-1. サ】

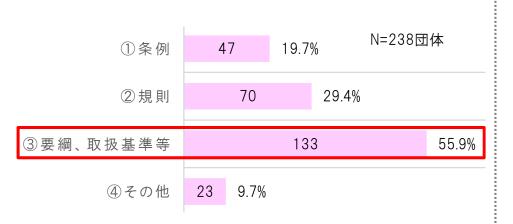


3. 実態調査結果(自治体独自の支援制度4/6)



1. (参考)個別排水設備設置助成制度【238団体】

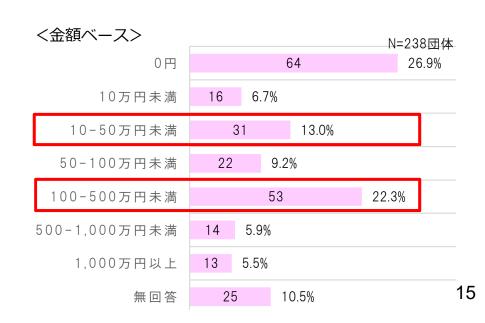
● 制度の根拠規定(複数選択可)【設問3-1b. 1. ア】



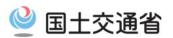


● 活用実績 (R2年度) 【設問3-1b. 1. イ】

<件数ベース> N=238団体 0件 75 31.5% 1-9件 54 22.7% 10-19件 21 8.8% 20-29件 13 5.5% 30-39件 11 4.6% 5 2.1% 40-49件 50件以上 46 19.3% 無回答 13 5.5%



3. 実態調査結果(自治体独自の支援制度5/6)



2. 公共団体による受託施工制度【24団体】

● 制度の根拠規定(複数選択可)【設問3-2a. ア】



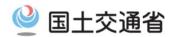
● 活用実績 (R2年度) 【設問3-2a. キ】

(件数ベース> 0件 16 66.7% N=24団体 1-9件 5 20.8% 10-19件 0 0.0% 20-29件 0 0.0% 30-39件 1 4.2% 40-49件 0 0.0% 50件以上 0 0.0% 無回答 2 8.3%

● **受託申請の要件等**(複数選択可)【設問3-2a. イ】

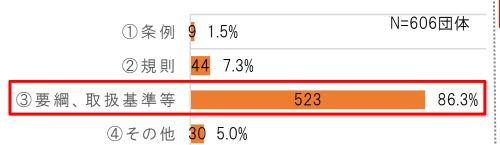
①道路法に規定する道路に該当しない が形態上道路と認められる土地	5 20.8% N=24団体	
②土地登記簿上の地目が公衆用道路 である土地	0 0.0%	
③建築基準法第42条及び第43条に規 定する道路等	5 20.8%	
④両端が公道に接続しているもの	5 20.8%	
⑤一端が公道に接続している	11 45.8%	
⑥何人もが自由に通行できる公衆の用 に供されているもの	9 37.5%	
⑦私道部分が公図上で分筆されている もの	2 8.3%	
⑧私道敷の土地所有者が将来とも道路 形態を変更しない旨を誓約しているもの	3 12.5%	
⑨公道への移管見込が将来ともないも の	0 0.0%	
⑩私道と宅地の境界が境界石等により 区分されているもの	2 8.3%	
⑪技術上、排水設備の設置が可能であ るもの	8 33.3%	
⑫その他	6 25.0%	

3. 実態調査結果(自治体独自の支援制度6/6)

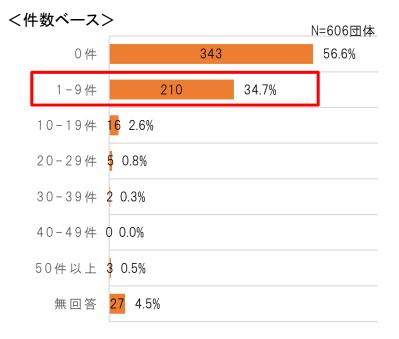


3. 公共下水道布設制度【606団体】

● 制度の根拠規定(複数選択可)【設問3-3a. ア】



● 活用実績(R2年度)【設問3-3a. ク】



● 布設申請の要件等(複数選択可)【設問3-3a. イ】

